

新規上場申請のための半期報告書

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年 9 月 4 日
【中間会計期間】	第26期中（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日）
【会社名】	株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア
【英訳名】	Movin' Strategic Career CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神川 貴実彦
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6550-9743（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 老川 将司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6550-9743（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 老川 将司

目次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	5
第4【経理の状況】	6
1【中間連結財務諸表】	7
2【その他】	15
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	16
期中レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 中間連結会計期間	第25期
会計期間	自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月 30 日	自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日
売上高 (千円)	1,798,620	2,387,925
経常利益 (千円)	968,256	864,128
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 (千円)	633,164	575,761
中間包括利益又は包括利益 (千円)	637,708	575,540
純資産額 (千円)	2,513,398	1,875,689
総資産額 (千円)	3,144,673	2,467,492
1 株当たり中間（当期）純利益 (円)	78.65	71.52
潜在株式調整後 1 株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	79.9	76.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	678,604	678,936
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△66,234	△13,135
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△9,599
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	2,471,564	1,859,193

- （注） 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は第25期中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、第25期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 2025年 6 月 24 日付で普通株式 1 株につき普通株式 35,000 株の割合で株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは、前中間連結会計期間については中間連結財務諸表を作成していないため、前年同中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国経済は、賃上げによる雇用・所得環境の改善が進んでいるものの、物価高騰による低調な個人消費の影響もあり、景気は停滞基調にあります。また、米国新政権の政策動向、中東情勢の長期化等の不安定な国際情勢を背景とした資源価格の上昇、世界的な金融引き締め等の世界経済の不確実性が国内景気を下押しするリスクを孕んでおり、企業を取り巻く環境は依然として先行きが不透明な状況が継続しております。

このような経済環境の下、当社グループが属する国内人材ビジネス市場環境は、労働人口の減少等による構造的な人手不足や雇用の流動化の高まりにより、企業の採用需要は依然として存在し、その市場規模は年々成長を続けております。また、企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を軸としたコンサルティング需要が高まっており、コンサルティング業界を始めとしたハイエンド人材領域に対する人材紹介の需要も引き続き高まっていくことが見込まれます。

このような事業環境の下、当社グループでは、SEO対策等による集客力向上やキャリアアドバイザーの採用・育成の強化等、収益基盤の強化に取り組んでおります。また、採用活動が活発な顧客に対する深耕営業を実施し、これら取り組みにより、転職支援1件当たりの成約単価が前年同期に比べ上昇したことに加え、成約件数も増加いたしました。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は1,798,620千円、営業利益は967,377千円、経常利益は968,256千円、親会社株主に帰属する中間純利益は633,164千円となりました。

なお、当社グループは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は2,760,516千円となり、前連結会計年度末に比べ639,921千円増加いたしました。この主な要因は、現金及び預金が612,370千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産は384,157千円となり、前連結会計年度末に比べ37,259千円増加いたしました。この主な要因は、減価償却によりソフトウェアが28,099千円減少したものの、株式の取得により投資有価証券が73,761千円増加したことによるものであります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は631,275千円となり、前連結会計年度末に比べ39,472千円増加いたしました。この主な要因は、賞与の支給により未払費用が34,678千円減少したものの、未払法人税等が90,549千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は2,513,398千円となり、前連結会計年度末に比べ637,708千円増加いたしました。この主な要因は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上により利益剰余金が633,164千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は2,471,564千円となり、前連結会計年度に比べ612,370千円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は678,604千円となりました。これは主に、資金の増加要因として、税金等調整前中間純利益968,256千円の計上があった一方で、資金の減少要因として、法人税等の支払額244,318千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は66,234千円となりました。これは主に、資金の減少要因として、投資有価証券の取得による支出60,019千円があったことによるものであります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

① 連結会社の状況

当中間連結会計期間において、当社グループは業容の拡大に伴うキャリアアドバイザー等の採用により、従業員数が17名増加しております。

② 提出会社の状況

当中間会計期間において、当社は業容の拡大に伴うキャリアアドバイザー等の採用により、従業員数が12名増加しております。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間連結会計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間において、当社グループの資本の財源及び資金の流動性について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	32,200,000
計	32,200,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （2025年6月30日）	提出日現在発行数 （株） （2025年9月4日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,050,000	8,050,000	非上場	単元株式数は100株で あります。
計	8,050,000	8,050,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金 増減額 （千円）	資本準備金 残高 （千円）
2025年6月24日（注）	8,049,770	8,050,000	—	20,500	—	—

（注） 株式分割（1：35,000）によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
神川 貴実彦	東京都港区	2,800,000	34.78
株式会社リオディオス	東京都渋谷区神宮前6丁目23番4号 桑野ビル2階	2,450,000	30.43
神川 宏子	神奈川県鎌倉市	1,400,000	17.39
神川 志悠	神奈川県鎌倉市	700,000	8.70
神川 芽伊	Luzern, Switzerland	700,000	8.70
計	—	8,050,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 8,050,000	80,500	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	8,050,000	—	—
総株主の議決権	—	80,500	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、監査法人東海会計社による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,859,193	2,471,564
売掛金	243,161	259,788
前払費用	18,006	28,137
その他	232	1,026
流動資産合計	2,120,594	2,760,516
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	30,227	28,495
工具、器具及び備品（純額）	937	692
有形固定資産合計	31,165	29,188
無形固定資産		
ソフトウェア	177,966	149,866
無形固定資産合計	177,966	149,866
投資その他の資産		
投資有価証券	2,000	75,761
差入保証金	102,226	98,393
繰延税金資産	33,538	30,941
その他	—	5
投資その他の資産合計	137,765	205,102
固定資産合計	346,897	384,157
資産合計	2,467,492	3,144,673
負債の部		
流動負債		
未払金	62,222	62,779
未払費用	159,178	124,499
未払法人税等	244,318	334,867
その他	126,083	109,128
流動負債合計	591,802	631,275
負債合計	591,802	631,275
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,500	20,500
利益剰余金	1,855,189	2,488,354
株主資本合計	1,875,689	2,508,854
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	—	4,544
その他の包括利益累計額合計	—	4,544
純資産合計	1,875,689	2,513,398
負債純資産合計	2,467,492	3,144,673

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
売上高	1,798,620
売上原価	75,521
売上総利益	1,723,099
販売費及び一般管理費	* 755,721
営業利益	967,377
営業外収益	
受取利息	785
受取ロイヤリティー	75
その他	16
営業外収益合計	878
経常利益	968,256
税金等調整前中間純利益	968,256
法人税等	335,091
中間純利益	633,164
親会社株主に帰属する中間純利益	633,164

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益	633,164
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	4,544
その他の包括利益合計	4,544
中間包括利益	637,708
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	637,708

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	968,256
減価償却費及びその他の償却費	33,910
受取利息	△785
売上債権の増減額（△は増加）	△16,626
前払費用の増減額（△は増加）	△10,131
未払金の増減額（△は減少）	67
未払費用の増減額（△は減少）	△34,678
その他	△17,754
小計	922,258
利息の受取額	665
法人税等の支払額	△244,318
営業活動によるキャッシュ・フロー	678,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,215
投資有価証券の取得による支出	△60,019
投資活動によるキャッシュ・フロー	△66,234
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	612,370
現金及び現金同等物の期首残高	1,859,193
現金及び現金同等物の中間期末残高	[※] 2,471,564

【注記事項】

(会計方針の変更)

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
給料及び手当	296,697千円
賞与	74,249 〃
法定福利費	54,815 〃
外注費	117,888 〃

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金	2,471,564千円
現金及び現金同等物	2,471,564千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社グループの事業セグメントは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、人材紹介事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおり販売経路別に記載しております。

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
自社データベースの活用により生じる収益	1,478,558
外部媒体の利用により生じる収益	320,062
顧客との契約から生じる収益	1,798,620
外部顧客への売上高	1,798,620

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	78円65銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	633,164
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益（千円）	633,164
普通株式の期中平均株式数（株）	8,050,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会 計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2025年6月24日付で普通株式1株につき普通株式35,000株の割合で株式分割を行っております。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(ストック・オプション(新株予約権)の発行)

当社は、2025年7月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. 第3回新株予約権

付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	175(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	790.1(注) 2
新株予約権の行使期間	2027年7月11日～2035年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 790.1 資本組入額 395.05
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。 ④ これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数を調整すべきやむを得ない事由が生じた場合にも、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

2. 当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

また、株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定します。
 - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ホ 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとします。
 - ヘ 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
 - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。
 - チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
 - ① 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - ② 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - ③ 再編対象会社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

2. 第4回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 4 当社子会社の従業員 1
新株予約権の数（個）	175（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 17,500（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	790.1（注） 2
新株予約権の行使期間	2030年7月11日～2035年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 790.1 資本組入額 395.05
新株予約権の行使の条件	① 権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問、アドバイザーまたはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、退任又は退職後の権利行使につき当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 権利行使期間中にチーム責任者（プレイングマネージャー、ラインマネージャー、チームリーダーまたはこれに準ずる地位）、執行役員、取締役の職責から離れた場合、本新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとする。 ⑤ これらの詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 3

（注） 1～3. 上記「1. 第3回新株予約権」の（注） 1～3に記載のとおりであります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 8 月 28 日

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市中

代表社員
業務執行社員

公認会計士

後藤 久貴

代表社員
業務執行社員

公認会計士

片井 悠太

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ムービン・ストラテジック・キャリアの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上